

**米子市役所本庁舎内
広告付きデジタルサイネージ式庁舎案内板設置事業仕様書**

1 事業内容

本庁舎内に広告付きのデジタルサイネージ式庁舎各階案内板（以下「案内板」という。）を設置、管理し、広告枠への広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）の募集並びに当該広告（以下単に「広告」という。）の掲載を行う。

2 事業の実施期間

案内板設置の日から5年間

3 設置場所（予定）

米子市役所本庁舎東側玄関入口（長寿社会課横 別紙1「レイアウト図」参照）

4 案内板の規格等

- (1) 縦2,100mm×横2,000mm×奥行き150mmの範囲内の大きさで作成すること。
- (2) 本体にタッチパネル式の市役所本庁舎・第2庁舎の案内機能を設け、各階の課名等を見やすく、わかりやすく表示すること。
- (3) 日本語の他に外国語（英語、中国語、韓国語）表記を付加するなど、多様な来庁者に配慮すること。
- (4) 本体表面に市の観光パンフレット等が配置可能なラックを設置すること。
- (5) 設置場所全体の雰囲気かを考慮した色合い、デザインとすること。
- (6) 文字の大きさや配色については、高齢者や色覚障がい者に配慮するなど、ユニバーサルデザインに心がけること。
- (7) 使用材料等については、環境に配慮した設計とすること。

5 事業計画について

広告付きデジタルサイネージ式市役所本庁舎各階案内板設置事業を行う者（以下「事業者」という。）は、案内板の仕様、案内板の設置に係る施行管理及び広告の内容に関する事項についてあらかじめ市と協議の上、当該事項を記載した事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。

6 案内板の設置許可について

- (1) 事業者は、案内板の設置について、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）に基づき行政財産使用許可申請書を提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 行政財産の使用許可は、年度ごとに申請するものとし、契約期間中は、更新することができるものとする。

7 経費等の負担

- (1) 事業者は本事業の実施に伴い、行政財産使用料条例（平成17年米子市条例第64号）に基づく使用料とは別に、広告付きデジタルサイネージ式庁舎案内板の設置料（以下「設置料」という。）を市が指定する方法により期日までに納

付すること。

- (2) 電気を使用する場合は、別途電気使用料を支払うこと。
- (3) 案内板の制作、設置及び撤去に係る費用並びに広告主の募集、広告の作成、掲載及び撤去は、事業者が実施するものとし、その実施に要する経費は、事業者の負担とする。

8 案内板設置に当たっての留意事項

- (1) 庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造とするよう配慮すること。
- (2) 案内板の転倒、破損等により、庁舎の利用者等に危険を生じさせることがないようにすること。
- (3) 案内板の設置及び撤去並びに広告内容の変更に関する作業を行う場合は、事前に、市と日程を調整すること。

9 広告主及び広告等の審査

事業者は、広告主の選定、表示及び広告の内容について、事前に市の審査を受け、承認を受けなければならない。広告の内容は、米子市市有財産への広告掲載等に関する要綱（平成17年10月7日施行。以下「要綱」という。）に定めるところによる。また、当該審査に必要な資料を、市の指定する期日までに提出しなければならない。

なお、広告主については、市税等の滞納状況の確認並びに米子市暴力団排除条例に基づき警察への照会を行うため、市の指定する様式によりあらかじめ承諾等を取得すること。

10 広告内容の修正・削除

市は、広告主及び広告内容が、要綱に違反しているとき、又は庁舎において掲載するものとしてふさわしくないと判断したときは、事業者に対し広告内容の修正又は削除を求めることができる。この場合において、当該変更及び修正に要する費用は、事業者の負担とする。

11 案内板の破損時の対応

事業者は、案内板が毀損又は汚損したときは、速やかに、復旧等の適切な措置をとること。この場合において、当該措置に要する経費は、事業者の負担とする。

12 著作権等

- (1) 事業者は、案内板及び広告の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 本事業による案内板に掲載される写真又は画像データ等を、市の事業の紹介等の行政目的のために、市が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、事業者は、その利用を承諾するとともに、広告主からも承諾を得るよう務めなければならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合は、この限りでない。

1 3 事業者の責務

- (1) 事業者は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正の行為をしてはならない。
- (2) 事業者は、広告の掲載により市又は第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。
- (3) 事業者は、広告事業について市と締結した契約に基づく権利を第三者に譲渡してはならない。
- (4) 案内板及び広告に関する問い合わせ先を明確に表示すること。

1 4 その他

- (1) 案内板は、定期的にメンテナンスを行い、案内板並びに掲載広告の内容等に変更が生じた場合は、速やかに対応すること。
- (2) 電気の使用は、開庁時のみとし、タイマー機能等により自動で電源管理が可能なものであること。
- (3) 事故等が発生した場合は、取扱事業者の責任において解決すること。
- (4) 使用許可の期間の満了又は取消しにより案内板を撤去したときは、速やかに設置場所の原状回復をしなければならない。
- (5) 契約期間内であっても、庁舎のレイアウト変更により、やむを得ず案内板の設置場所を協議の上変更する場合がある。
- (6) 米子市の信頼及び品位を損なうことがないよう、細心の注意を払うこと。
- (7) この仕様書に明記されていない事項については、米子市の指示に従うものとする。
- (8) 業務の実施について疑義が生じたときは、両者が協議して定めるものとする。